

第 8 次鳥取市総合計画「実施計画」

事 業 名	要医療障害児（者）在宅支援事業
-------	-----------------

会 計 区 分	一般会計	実 施 主 体	市
根 拠 法 令	鳥取市要医療障害児（者）在宅支援事業実施要綱（仮名称）		
ソ フ ト ・ ハ ー ド の 区 分	ハード	ソ フ ト	実施（補助）期間 自 H18 ~ 至 継続

担 当 部	福祉保健部	担 当 課	生活福祉課
担 当 係	障害者福祉係	内 線	4266 課 35020
関 係 課			

総 合 計 画				基本計画の政策目標 (平成16年度 22年度)	
基 本 計 画	章	名 第 2 章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり			障害者居宅生活支援事業所数 107か所 136か所
	節	名 第 2 節 安心でいきいきとした暮らしづくり			
	細 節	名 第 5 高年齢者・障害者支援施策の充実			
	施 策	名 障害のある人に対する生活支援サービスの充実	該当ページ	111ページ	
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン					
事 業 区 分		新規	継続	施策	22-05-05

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事 業 目 的	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		備 考	注 意 事 項
	事業内容		事業内容		事業内容		事業内容			
常時又は随時医療行為を必要とする障害のある方が、公民館など家庭外の活動場所に看護師を依頼して活動した場合、その費用の一部を補助することにより、障害者の社会参加の促進を図る。	・要医療障害児(者)在宅支援事業 経管栄養・たんの吸引・尿道等の医療行為が必要な方が4人以上集まり、看護師を派遣した場合、その費用を市1/3、県1/3、利用者1/3で負担する。		・要医療障害児(者)在宅支援事業 経管栄養・たんの吸引・尿道等の医療行為が必要な方が4人以上集まり、看護師を派遣した場合、その費用を市1/3、県1/3、利用者1/3で負担する。		・要医療障害児(者)在宅支援事業 経管栄養・たんの吸引・尿道等の医療行為が必要な方が4人以上集まり、看護師を派遣した場合、その費用を市1/3、県1/3、利用者1/3で負担する。		・要医療障害児(者)在宅支援事業 経管栄養・たんの吸引・尿道等の医療行為が必要な方が4人以上集まり、看護師を派遣した場合、その費用を市1/3、県1/3、利用者1/3で負担する。			<p>(注1) 事業内容は、緊急性、地域の実情、効果、熟度、有利財源の確保の観点により、毎年ローリング（見直し）する中で変更していくことがあります。</p> <p>(注2) 事業費（財源内訳）は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。</p>
事 業 の 概 要	・要医療障害児(者)在宅支援事業 経管栄養・たんの吸引・尿道等の医療行為が必要な方が4人以上集まり、看護師を派遣した場合、その費用を市1/3、県1/3、利用者1/3で負担する。									
事 業 の 対 象 者 (交 付 先)	常時又は随時医療行為を必要とする障害のある方									
事 業 費 (百 万 円)	H19決算額		H20予算額		H21予算要求 予定額		H22予算要求 予定額		H20～H22合計	
百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	2		2		2		2		6	
財源内訳 (アット)	一 般 財 源		1		1		1		3	
	国 庫 支 出 金									
	県 支 出 金		1		1		1		3	
	起 債 ()									
そ の 他 ()										
目 標 値	活動の指標 (アウト)	実施回数	3回実施	2回実施	2回実施	2回実施	2回実施			
	効果 (アウト)	参加者数	延べ参加者数45人	延べ参加者数30人	延べ参加者数30人	延べ参加者数30人	延べ参加者数30人			
特記事項										